

第54回需給調整市場検討小委員会 および

第70回調整力の細分化及び広域調達の技術的検討に関する作業会 合同会議 議事録

日時：2025年3月4日（火）10:00～12:00

場所：電力広域的運営推進機関 第二事務所会議室O（Web 併用）

出席者：

（需給調整市場検討小委員会）

横山 明彦 委員長（東京大学 名誉教授）

北野 泰樹 委員（青山学院大学 大学院 国際マネジメント研究科 准教授）

島田 雄介 委員（シティユーワ法律事務所 弁護士）

辻 隆男 委員（横浜国立大学大学院 工学研究院 教授）

林 泰弘 委員（早稲田大学大学院 先進理工学研究科 教授）

樋野 智也 委員（公認会計士）

松村 敏弘 委員（東京大学 社会科学研究所 教授）

オブザーバー（事業者）

池田 克巳 氏（(株) エネット 取締役 東日本本部長）

市村 健 氏（エナジープールジャパン(株) 代表取締役社長 兼 CEO）

大森 芳行 氏（電源開発(株) 経営企画部 審議役）

岸 栄一郎 氏（東京電力パワーグリッド(株) 系統運用部長）

小林 範之 氏（大阪ガス(株) 電力事業部 電力事業推進部
電力ソリューションチーム マネージャー）

皿海 大輔 氏（九州電力(株) エネルギーサービス事業統括本部 企画・需給本部
部長（需給調整担当））

福元 直行 氏（一般社団法人電力需給調整力取引所 代表理事 事務局長）

山本 哲弘 氏（中部電力パワーグリッド(株) 執行役員 系統運用部長）

オブザーバー（経済産業省）

黒田 嘉彰 氏（電力・ガス取引監視等委員会事務局 ネットワーク事業監視課長）

山田 努 氏（資源エネルギー庁 省エネルギー・新エネルギー部 新エネルギーシステム課 課長）

中富 大輔 氏（資源エネルギー庁 電力・ガス事業部 電力基盤整備課電力供給室長）

小柳 聡志 氏（資源エネルギー庁 電力・ガス事業部 電力基盤整備課長兼電力産業・市場室長）

（調整力の細分化及び広域調達の技術的検討に関する作業会）

横山 明彦 主査（東京大学 名誉教授）

辻 隆男 主査代理（横浜国立大学大学院 工学研究院 教授）

岡田 怜 メンバー（東京電力パワーグリッド(株) 系統運用部 広域給電グループマネージャー）

田村 大介 メンバー（中部電力パワーグリッド(株) 系統運用部 給電計画グループ 課長）

高間 康弘 メンバー（関西電力送配電(株) 系統運用部 給電制度グループ チーフマネージャー）

配布資料：

- (資料 1－1) 議事次第
- (資料 1－2) 需給調整市場検討小委員会 用語集
- (資料 2) 制度的措置に関する補足検討について
- (資料 3) 三次調整力②に関する 2024 年度事後検証および 2025 年度事前評価について
- (資料 4) 需給調整市場検討小委員会における議論の方向性と整理(年度報告)

議題 1：制度的措置に関する補足検討について

- ・事務局より資料 2 にて説明を行なった後、議論を行なった。

〔主な議論〕

(山本ワザバー) 私からは論点 2 の将来シナリオについて、二点コメントさせていただく。一つ目は、将来のシナリオ想定について、30 ページに整理していただいているとおり、現時点で 2026 年度の状況を楽観シナリオのみを想定するのは我々にも難しいと感じた。一方で 28 ページに記載されている自然体余力について、ゲートクローズ時点で残っている余力量を足元の実績で確認したところ、需給が厳しくない時間帯を中心に一定程度は存在しているということが分かってきている。こういった自然体余力が需給調整市場に応札されるのであれば、悲観シナリオにはならないと捉え、結果、市場がどの程度競争環境になるのか、ふたを開けてみないとわからないとみている。二つ目は、その自然体余力について、先ほど申し上げたとおり、実績を分析してみるとゲートクローズの時点で一定程度は存在しているので、それが何らかの理由で応札されない、もしくはできないということであれば、調整力の必要量を全て市場で調達した場合、結果的に自然体余力も残ることとなり、必要以上に調整力を確保した状態になると理解している。このため、自然体余力として期待できる量を何らかの形でこの募集量から控除することで、調整力調達コストの低減が期待でき、またこの仕組みにより、市場での未達量が減って一定程度、競争原理が働き、市場として機能する状態に近づけることになるのではないかと考えている。今、担当ベースでは広域機関にご相談させていただいていると聞いている。実績データの分析や導入の是非を含め、引き続き広域機関と一緒に検討させていただけると有難い。

(池田ワザバー) 私からは、二点あくまで確認の為に質問する。論点 1 の誘導的措置の検討漏れ確認について、11 ページに検討が漏れている誘導的措置がないか改めて確認を行ったということで、前回の事業者ヒアリングのところをさらったという話だったが、これは前回から今回の間に、検討漏れがないか改めて事業者ヒアリングを行うというようなことはしなかったということか、それとも何らかのヒアリングをしたかを確認したい。二つ目だが、論点 2 の将来シナリオの想定について、30 ページにもあるとおり、2026 年度の時点で楽観シナリオのみを想定することは難しいことはその通りだと考える。一方で、三次②、三次①の誘導的措置の評価については、三次②の応札不足が顕在化した 2021 年度に有効な対策として、最初に行うべきと整理された商品ブロックの 30 分化や三次②の応動時間の延長等の対策が、まだ実施されていないと認識している。その意味では、楽観シナリオのみを想定することは難しいが、残りの 2 シナリオの

どこかなる可能性が高いという判断をしているわけでもないという認識でよろしいか。

→（事務局） 山本オブザーバーからは、募集量の削減等に関して深掘りする余地があるのでないかとご示唆をいただいたと考える。これに関しては、おっしゃるとおりで、最後の議題でもそのような検討が必要ではないかと記載しており、自然体余力を市場外の調整力として控除する考え方もあり得るところに関しては、我々事務局も認識している。この点、昨年7月くらいの第49回本小委員会で取り上げて以降、あまり検討されていなかったというところもあり、いただいたアドバイスを踏まえ、今後どういったことができるのかしっかりと検討していきたいと考える。その際には、是非一般送配電事業者の皆様方にもご協力いただきたい。続いて、池田オブザーバーからいただいた確認事項の二点だが、一点目の前回から今回にかけて追加のヒアリングをしたのかに関しては、抜け漏れがないかという観点での追加ヒアリングはしていない。そういった意味では、今回論点1の最後に記載したとおり、まずは現時点で把握している限りであり、これが全てと認識しているわけでもない。この辺りは今後具体的にどのように検討を進めるか、事業者とも丁寧にコミュニケーションを取りながら、その中で拾えるものはしっかり拾い、フォローしていければと考える。二点目に関しては、おっしゃるとおり、まだ三次②、三次①に対しての対策の全てが実現しているわけでもないので、楽観シナリオオンリーではないというところをご同意いただきつつも、逆に残り二つだと決めたわけでもないというご指摘はそれとおおりかと考える。これは、あくまでも振幅幅としてあり得るという話の中で、中間シナリオを中心として上振れ下振れが両方あり得るということをお示ししたにすぎないというところで、池田オブザーバーのご指摘のとおりだと考える。

（大森オブザーバー） 発電事業者の立場から三点程コメントさせていただく。一点目、30ページの論点2について前回の当社の発言を取り上げていただき感謝している。今回整理いただいたシナリオを見る限りは、2026年度からの前日取引化等含めた誘導的措置の導入によって、市場の活性化も期待されるが、応札量が必要量に満たない場合に備えて、制度的措置の検討を進めているものと、改めて認識した。ここで前回の発言の趣旨を少し補足させていただくと、仮に制度的措置を導入した場合に、しっかり調整力が必要量を充足できている状態かどうかを確認して欲しいという趣旨であったので、可能であればそういった視点でもまた見ていただきたい。二点目は、前回も発言させていただいたが、需給調整市場へ追加的に調整力を供出するためには、システムやツールに関わるコストがかかることに加えて、各電源に応じた入札戦略の策定、入札業務、あるいは発電所の実運用業務等、多岐に亘る人的リソースの負担等の増加等が考えられる。本委員会で議論する内容ではないかも知れないが、多岐に亘る実務の負担軽減等、長期的な視点で事業者がより積極的に応札したくなる市場設計とする為にも、需給調整市場への応札インセンティブにつながるような価格規律の見直しについても、引き続き検討、議論を進めていただければ有難い。三点目は確認事項で、今回資料に限らず、「制度的措置の強度」という記載がある。これについては具体的な検討を国と連携して進めていくということかと考えるが、具体的に「制度的措置の強度」というのは、どういったものをイメージされているのか、もし今、考えていることがあれば教えていただきたい。

→（事務局） 一つ目に関しては、実際こういった措置がワークすればそもそも充足するのかというところの確認も必要ではないかというご示唆だが、今回資料の27ページにお示ししたとおり、設備として充足するかどうかは確認しているところがその趣旨に該当すると捉えている。実際に

措置がワークし、全ての事業者の応札行動に反映されれば、設備としては足りているということから市場としては充足するはずだという確認に代えさせていただいている。二点目に関して、ツールの改修費用だけではなく、人的リソースのところも増えていくということで、そういったところへの手当てに言及されたと考える。この点は前回ご説明させていただいたところでもあるが、応札不足の環境下で金銭インセンティブの検討を先んじることは、なかなか難しいところである。現行のインセンティブであったとしても、既に全て出している事業者の方はそもそも追加的な改修は必要ないと考えれば、手当ての対象としては、現行出せていない Δ kWを追加で出せるようになる改修が該当するかと考え、その場合、売電するリソースの量が増えることにより、収益機会の増加に繋がることからバランスすると考える。最後、措置の強度に関しては、前回までの詳細論点の中でお示したところであるが、そもそもこういったルールに紐づけるのかといった検討自体の結論が出ていないところである。例えばということでこれまで挙げていたところが、容量市場のリクワイアメントに紐づけるのか、あるいは、需給調整市場のガイドライン等に紐づけるのかということであり、紐づけによって、対象事業者であったり、強度やペナルティが変わってくる。その意味で、制度的措置の強度も変わり得ると申し上げている。ご指摘いただいたように、現時点で決まったものではないところであり、国とも相談しながら、こういった形態がありうるのかということところは、しっかり検討していきたいと考える。

(皿海オブザーバー) 調整力提供者の立場から二点コメントさせていただく。先程の電源開発の大森オブザーバーの意見と重複するところもあるが、宜しく願います。まず論点2の将来シナリオの想定だが、応札不足の現状を踏まえると、この先、楽観シナリオのみと想定するのは難しいと十分理解はしているが、29ページに記載のあるとおり、25年と26年から応札障壁を解消または低減する為の複数の誘導的措置の導入が予定されている。これらの効果を十分に検証した上で、例えば2027年度以降の導入を検討すべき等も検討いただければと考える。仮に2026年から導入される必要があると整理された場合は、将来シナリオ自体の想定に不確実性があるということも、十分に考慮していただき、例えばスモールスタートで段階的に、規制の強度を強めていく等、慎重な検討をお願いしたいと考える。二点目は、論点3のシステム改修費用の回収可否について、端的に申し上げますと、A種電源を有する我々調整力提供者は、現在の一定額の中から、この費用を捻出するということになり、現行と比べて利益が減少する方向には進む。この視点でいうと、最大限事業者に配慮した設計とするという、制度的措置の基本的な考え方と若干整合しないのではないかと感じ、この辺の追加的費用の回収については、入札価格に、費用を反映できるようにする等の価格規律の見直しも含め、事業者に配慮した設計になるよう、丁寧な検討を今後お願いしたい。

→ (事務局) 一点目に関しては、池田オブザーバーへの回答と重複するかもしれないが、今回ご提示したシナリオというところは、楽観以外だと決め打ちしているわけでもなく、中間を軸として両方ありうる話をご提示したところ。そういった中で、27年度以降も見据えて、26年から何ができるかは、手を打っている25年、26年の効果を見定めながら考えていくべきとのご指摘はごもっともと捉え、こういった進め方が合理的になるのかということところは、今後国とも相談しながら検討していきたい。二点目に関しては、大森オブザーバーからいただいた二つ目のご指摘への回答と重複するが、現行においても制度的措置の中で整理した余力の考え方に該当してい

るものを全て出していただいているのであれば、そもそもの追加のシステム改修は不要ではないかと考える。ここを追加的に供出するために対応いただくのであれば、そもそも現状利益を生み出していないリソースを使う方向と考え、A種の枠の中で動いていたとしても、利益が減少する方向だけではないかと考えている。そういったところの実態を伺いながら、どういった対応が考えられるのか、しっかり考えていきたい。

(小林オグザパー) 私からは二点コメントさせていただく。まず論点3のところでは前回の私のコメントに基づいて、深く検討いただき感謝する。しっかり事業者に寄り添った設計をご検討いただき感謝している。我々事業者としてもしっかり実態をお示しし、こういった判断をしていただけた状況に持っていくことが重要と感じている。二点目、論点1の誘導的措置の検討漏れについてだが、13ページにもあるようにアセスメントⅡの契約不履行ペナルティリスクのところ、表の記載でいくと、どちらかというと制度的措置を実行するときの緩和策というような整理をされているのではないかと感じる。これは応札の障壁として、事業者側からの意見としてできたものでもあると認識しており、26年度以降で30分ブロック化となると、今の3時間ブロックからブロックが6倍くらいに増えることになり、事業者にとっては応札機会が増えると応札の柔軟度は上がるが、当然アセスメントⅡの不履行リスクも増える。そういった場合に、誘導的措置としてペナルティ緩和というところも、30分化と同時に検討していただくのも、一つ余地はあるのではないかと考えている。これは応札の難しいところを応札してもらいやすくする効果もあり、前々回の本小委員会にて高速商品により応札してもらうような誘導もいるのではないかと発言させていただいたと記憶しているが、チャレンジングな応札をする時に、「三回アセスメント違反をすると退出」のペナルティがやはり重たい。当然事業者としては、一日約48ブロックに増える中でペナルティ・アセスメント違反リスクを避ける努力はするものの、どうしても機会自体が増えてしまうため、誘導的措置の検討を是非願います。本誘導的措置によって、事業者にとってもしっかり調整力が提供できる環境が整うのではないかと考える。

→ (事務局) 一点目に関しては、前回本小委員会にてご指摘のあった内容のところを今回検討したが、今回あくまでも定性的な考え方のお示しにすぎないので、実際どのように判断するのかというところについて、実態等もコミュニケーションとらせていただきながら今後考えていきたいため、引き続きご協力のほど、よろしくお願いしたい。二点目に関しては、13ページのところは制度的措置を導入することによって入札を求めた際に発生するリスクだと捉えれば、考え方2としてはこれでクリアしている。一方で、そもそも現行ルールにおいて、考え方1として同程度のリスクがあるのではないかとのご示唆と捉えた場合、この点に関しては25年度から三次②が、26年度からは全商品が30分化されることで、6倍アセスメントの機会が増えるため、6倍リスクが高まるというご指摘と考える。この点、現行のアセスメントⅡの違反回数に関しては、海外の事例等を参考に設定した過去経緯があり、特に参照したところでは、30分毎にアセスをしたところ3回程度が妥当という整理であった。そういった意味では、今回6倍にリスクが高まるという言い方より、従来6倍リスクが弱かったところを戻したという言い方が適切と考える。一方で実態を踏まえて検討する必要性は十分承知しており、三次②から30分ブロックが始まるので、その中でどういった対応がありうるのか、日本としてどういった方法が適切なのかをしっかりと検討する。

(辻委員) 細かい点になるが、論点1と3のところの一つずつコメントさせていただく。論点1について

ては、例えば 15 ページの辺りでお示しいただいたように、網羅的に検討、カバーされているということを、確認していただき感謝する。その中で、網羅的という意味では、例えば 2 番のところについては、方向性としてはお示しいただいているが、入札制約は制度的措置の開始までに精査予定ということで、これからの検討がまだ残されていると考えている。網羅的という意味では、こうしたこれからの検討項目についても、入札制約の検討の項目の内訳は非常に多岐に亘っていたと捉え、その辺をどのような優先順位でどのように検討していくか等も、今のうちに整理しておく必要があるかと感じた。もう一点、論点 3 のところ、今回お示しいただいた考え方は、方向性として合理的な考え方なのかというように感じたが、例えばこのような考え方に従って、制度的措置の対象外とする調整力というのを区別した時に、それがおおよそどれくらいの規模感になるかというところは、非常に重要なところである。まだこれからの検討だろうが、そういった規模感も整理しお示しいただければ、今後の議論に有用かと考える。

→(事務局) 一点目に関しては、検討着手したという意味では、漏れがないという言い方もできる一方で、詳細の検討はこれからという項目も多数残っており、ご指摘はそのとおりと考える。その点に関しては、オブザーバーの方々からいただいているご意見にも関係するところだが、今後どのように進めていくのかということによっても検討の粒度や進め方は変わりうる。逆の言い方をすると、そういった検討に移る段階でスムーズに検討ができるように、予め検討項目等の調整も含めて、準備していくべきといったアドバイスと捉え、しっかり対応させていただく。二点目に関しては、ご指摘いただいたとおりの対象外となる電源の規模感も厳密に把握できていないところで、これは先ほどの小林オブザーバーへの回答と重複するが、そもそもどういった判断をすべきかというところを、これからコミュニケーションをしていく中で考えていきたい。別な言い方をすると、どういった状態になり得るのかということも含めたうえで、考えていくべき話と捉え、しっかり今後の検討に活かしていきたい。

(横山委員長) 沢山ご意見いただき感謝する。事務局からの説明の基本的な方向性については、大きな反対意見はなかったと理解するが、事務局からも出たように、事業者様とコミュニケーションを欠かすことなく、国とも連携し、引き続き検討を進めていきたいと考える。

議題 2：三次調整力②に関する 2024 年度事後検証および 2025 年度事前評価について

・事務局より資料 3 にて説明を行なった後、議論を行なった。

〔主な議論〕

(辻委員) 2025 年度の事前評価と 2024 年度の事後検証ということで、いずれもしっかりとりまとめいただいた。また一般送配電事業者の皆様におかれても、解析へのご尽力感謝申し上げます。2025 年度の共同調達については、現場での負担の観点を踏まえると、どうしても実務がワークする範囲の中で、効果の高いものを組み合わせて実施せざるを得ないと感じる。負担が大きくて比較的効果が小さいとされる共同調達を、一時中断することは適切と考える。またデータの範囲と特異値の取扱い等も含めて、2025 年度の計画全体としてよいのではないかと考えた。2024 年度の事後検証についても、適切に整理いただいたと考える。一つ伺いたいのは、新たに導入した効率的な調達について、7 月以降、きちんと効果が出ているようで、その点よく理解した

が、状況に応じて1 σ 分だけ調達する判断をした結果、実需給断面で予測が外れた場合、本当は3 σ 調達しておくべきだったが、最終的に1 σ でそのまま実需給に入ったという状況がある程度存在したと考えている。今回2024年度に適用した中で、そのような理由で調整力が大きく不足した断面がどのくらいあったかも整理していただくと、効率的な調達の取組み自体の有効性について、更なる深掘りもできるのではないかと感じた。安定供給上、一番厳しい断面については確認していただいているので、問題ないとは考えるがその辺りも知見があれば教えていただきたい。

→(事務局) 引き続き実務がワークする範囲で、できることは積極的にやっていきたいと考えている。効率的な調達について、本来は3 σ 必要だったが、結果的に1 σ 調達のままとなった断面について、ご認識のとおり、一番厳しい断面については週間商品や余力活用を含め、調整力をグロスで見た際には問題ないことの確認は取れているが、1 σ では不足していた部分についてまでは細かく見られていない。今後検討するにあたり、この辺りも考慮していきたいと考える。

(林委員) 59ページについてコメントさせていただく。色々な制度変更が度重なる中で、一般送配電事業者が手動で対応しなければならないことでヒヤリハットが多くなっている点を踏まえ、今回は共同調達から取引単位時間30分化へ入れ替えを行うという点と、63ページのとおり、30分化により56%の必要量削減効果があるということで、非常に合理的な説明と感じた。これはおそらく一般送配電事業者のミスではなく、ヒヤリハットやリスクが相当あるという状況で、共同調達の難しさも理解しているつもりであり、この方向で進めていくということで良いかと考える。共同調達は今後決して行わない訳でなく、必要に応じて再開することと承知した。もう一点、72ページについてコメントさせていただくが、欧州では再エネ予測誤差に対応する三次②のような商品が存在しないということ事実としてはわかるが、日本もその方向性が望ましいという点について、今まで相当な年月をかけて三次②を作ってきた中で、方向性としてはわかるが、今後三次②を無くすような検討について、制度的に可能なのかということや、現時点の考えで構わないので今後どう対応するつもりかを教えていただきたい。ここで取り上げるということは、皆さんがそういう方向になる可能性を感じざるを得ないことも少しあり、期待もあるが懸念も半分あるのでコメントがあればお願いしたい。

→(事務局) 後半の部分に関して、事務局に具体的な現状案があるわけではないが、必要量削減についてできることをしていきたいと考えた時に、FIT通知を後ろ倒しにすることによって、原理原則的には、再エネ予測誤差そのものが減るので、対応する調整力低減にも効果があると考えたところ。できるかどうかの検討も含め国とも相談していきたいと考えている。

(林委員) 三次②に資する再エネの予測外れそのものをなくすということは、非常に良い方向だと考える。またそういったところを適宜情報共有しながら、関係者からも情報は集めて是非進めていただくことはいいと感じた。

(岸田ガバナー) 運用負担を考慮した必要量低減施策の実施について、少し触れさせていただく。49ページに記載いただいているように、共同調達については、他エリアとの連携が必要で他の取組みと比較して業務負担は大きいことになる。ここでイメージを少しお伝えすると、共同調達の次に導入されたアンサンブル予報に比べ、運用者の業務量負担は大体5倍程度の規模感かと考えている。アンサンブル予報と共同調達による必要量低減効果も、それぞれ算出されているが比較すると、共同調達の費用便益は十分小さいと言えるのではないかと考える。また運用者が、

単独エリア必要量を算出後に共同調達量の算出を行い、昼までに三次②募集量を登録する必要があるというオペレーションになっているが、時間的な裕度が少ないといったところから、48ページにも記載されているとおり、業務品質への懸念があるというのが実態である。一般送配電事業者として、こういった課題認識を持っていたところに、効率的な調達や2025年度から開始される取引単位の30分化等のコスト効果に加えて、一般送配電事業者の運用負担の増加を総合的に考慮いただいた上で、必要量低減策を組み合わせるといったご提案をいただいたところは本当に有難く感じており、重ねて感謝申し上げる。必要量の低減施策について、検討を行い導入してきたが、限られた要員の中で、より効率的な低減施策が好ましいと考え、引き続きそういった視点を踏まえて検討できればと考える。一般送配電事業者としても、検討には協力させていただくので、引き続きお願いする。

(小林オブザーバー) 一点、FIT通知の後ろ倒しに関するコメントをさせていただく。今現在、FIT通知が前日朝の6時というところであり、これを後ろ倒しすることで再エネ誤差を減らしていこうということで、当然気象予測は実需給に近づけば当たり易くなるというところは、自明と考える。一方でこれを踏まえて、小売電気事業者は、FIT通知を受けた後に自身に需要予測に基づいて、需給バランスを整え、その余剰、不足をスポット市場で取引するというのが、現状、各事業者が実施されている業務フローであると考えている。FIT通知を後ろ倒しすることによって、一連の業務について各事業者が対応できるようなレベル感で抑えていただくよう、実際のプロセスも確認していただきたい。また、これを変更する時の我々の業務フローの変更等にもリードタイムもかかるので、その期間も考慮して実行に移していただくよう是非お願いしたい。

→(事務局) 岸オブザーバー、一般送配電事業者の実態を補足いただき感謝する。限られた要員に加え、実際には時間も限られているといったこともあり、今後も施策の検討へのご協力を引き続きお願いしたい。小林オブザーバーからいただいたFIT通知の後ろ倒しについては、おっしゃるとおりと考える。小売電気事業者以外にも各事業者において後行程があると理解し、その辺りは勿論配慮しながら設計していけるよう努めて参りたいため、今後ともご協力をお願いしたい。

(北野委員) いただいた資料について特段問題点はなく、共同調達を一時停止する点も理解した。一点確認だが、今回試算された必要量について、かなりの量の削減ができたということで理解しているが、違う視点で調達価格にどういう影響を与えたかという評価は行われていないのかというところが気になった。電力需給調整力取引所が評価するのもかもしれないが、必要量低減によってどの程度調達価格が下がったかという点について、先ほど費用便益の話があったが、費用便益をきちんと評価する上では重要になってくると考えたため伺いたい。資料自体は非常に丁寧にまとめられていると考えるが、可能であれば調達価格についてもご確認いただきたい。

→(事務局) この辺りのデータは今回手元に持ち合わせていないが、価格も変動するということもあり、今後電力需給調整力取引所とも連携しながら検討していきたいと考えている。

(横山委員長) 沢山ご意見いただき感謝する。事務局からのご説明の内容については大きく反対意見はなかった。三次②の必要量削減、非常に大事なことだが、国及び一般送配電事業者と連携しながら、今後共取組みを引き続き進めていただくよう、お願いする。

議題３：需給調整市場検討小委員会における議論の方向性と整理(年度報告)

- ・事務局より資料４にて説明を行なった後、議論を行なった。

〔主な議論〕

（横山委員長） 来年度以降の課題についても国及び一般送配電事業者の皆様と連携し、検討を進めていただくようお願いします。

以上